

告 示

埼玉県告示第八百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（農業用排水施設整備事業）計画を変更したの
で、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び
当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十九年八月七日から

平成二十九年九月五日まで

二 縦覧場所

深谷市役所